

令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者選考要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の選考は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切に行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者選考実施細目」（以下「選考実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

(1) 幼稚部及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）

募集人員は、別に告示する「令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集定員」によることとする。

(2) 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）

学 校 名	障 が い 種	募集定員
日南くろしお支援学校日南校	知的障がい	8名
都城きりしま支援学校都城商業校		16名
延岡しろやま支援学校延岡商業校		8名

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）の幼稚部にあっては、令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあっては、令和2年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 本科（普通科、保健医療科、職業科）にあっては、特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（令和8年3月修了見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。
- ② 専攻科にあっては、特別支援学校高等部、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、選考実施細目によることとする。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 諸検査

- ① 幼稚部・高等部（普通科、保健医療科、専攻科）については、各特別支援学校の特色に応じて各特別支援学校長が詳細を定める。
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、県教育委員会が詳細を定める。

(3) 追検査等

検査当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査場及び別室での受検が困難である場合に対応するため、追検査等を実施する。

- ① 幼稚部・高等部（普通科、保健医療科、専攻科）については、各特別支援学校長が詳細を定める。
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、県教育委員会が詳細を定める。

(4) 二次募集

- ① 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、合格内定者が募集定員に満たない場合、当該特別支援学校長は二次募集を行う。
- ② 二次募集の諸検査に関する詳細は、県教育委員会が定める。

(5) 日程

- ① 幼稚部及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）
 - ア 諸検査及び面接 令和8年2月 9日（月）及び2月10日（火）
 - イ 合格者発表 令和8年2月27日（金）
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）
 - ア 諸検査及び面接 令和8年2月 9日（月）及び2月10日（火）
 - イ 追検査 令和8年2月17日（火）
 - ウ 合格内定通知 令和8年2月18日（水）
 - エ 二次募集諸検査及び面接 令和8年2月25日（水）
 - オ 合格者発表 令和8年2月27日（金）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者選考に関し必要な事項は、選考実施細目の定めるところによる。